

自治体および民間団体等と災害時の応援協定を締結しています

石岡市で締結している災害時応援協定の一覧です（令和6年11月末現在）。

災害時応援協定を締結することにより、大規模災害が発生した際、食料や飲料水などの救援物資や応急対策用資機材の提供のほか、災害救助および災害復旧に必要な職員の派遣、避難住民の受け入れなどについて相互に協力し合う体制を整えています。石岡市では、今後も各種民間団体等との協定締結を推進し、大規模災害に備えていきます。☎防災危機管理課 TEL 23-7284

市・区との協定 ※掲載は順不同です

東京都文京区	宮城県多賀城市	福島県いわき市
ひたちなか市	かすみがうら市	

物資および資機材提供に関する協定

いばらきコープ生活協同組合	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	茨城県高圧ガス保安協会 県南支部石岡部会
茨城県コミュニティーガス事業防災会	新ひたち野農業協同組合	やさと農業協同組合
株式会社ティーアップ	NPO 法人コメリ災害対策センター	株式会社カスミ
株式会社カインズ	株式会社サンドラッグ	株式会社アベックス関東第二支社
三浦紙器工業株式会社	株式会社トキワ	一般社団法人 日本キッチンカー経営審議会

応急復旧に関する協定

茨城県建設業協会土浦支部石岡分会	茨城県電気工事業工業組合石岡支部	一般社団法人エコシス
八郷地区災害時水道支援協力会	湖北水道企業団	石岡市測量設計業協会
総合開発協同組合石岡営業所	東京石灰工業株式会社石岡工場	アオキ株式会社
水戸信用金庫		

施設提供に関する協定

市内社会福祉法人 15 法人 17 施設	株式会社マリアージュ吉野	株式会社友水（HOTEL SOSHA）
有限会社養真堂（石岡プラザホテル）	茨城県立石岡特別支援学校	株式会社ダイナム
株式会社デベロップ	茨城県立石岡第一高等学校	茨城県立石岡第二高等学校

郵便および情報に関する協定

石岡郵便局	東京電力パワーグリッド株式会社 土浦支社	東日本電信電話株式会社茨城支社
株式会社ゼンリン	茨城大学航空技術研究会	東電タウンプランニング株式会社 茨城総支社
株式会社 LuckyFM 茨城放送	LINE ヤフー株式会社	

その他の協定

一般社団法人石岡市医師会	茨城県石油商業組合 石岡支部・八郷支部	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社
東日本旅客鉄道株式会社 石岡駅・高浜駅	石岡市社会福祉協議会	茨城県トラック協会石岡支部
「5 日で 5,000 枚の約束」 プロジェクト実行委員会	石岡市歯科医師会	一般社団法人石岡薬剤師会
茨城県石岡警察署	一般社団法人茨城県環境保全協会	茨城県行政書士会

土浦年金事務所が移転します

業務開始日：2月25日☑

移転先：〒300 - 0823

土浦市小松 1- 3- 3 ハトリビル 1・2 階

アクセス：

最寄駅：JR 常磐線「土浦駅」

徒歩：土浦駅東口より 1.0km 14 分

バス：土浦駅西口より

キララちゃんバス C コース

「コープつちうら」停留所下車徒歩 3 分

関東鉄道バス

「小松坂下」停留所下車徒歩 3 分

駐車場：有（22 台）台数に限りがあるため、公共交通機関のご利用をお願いします。

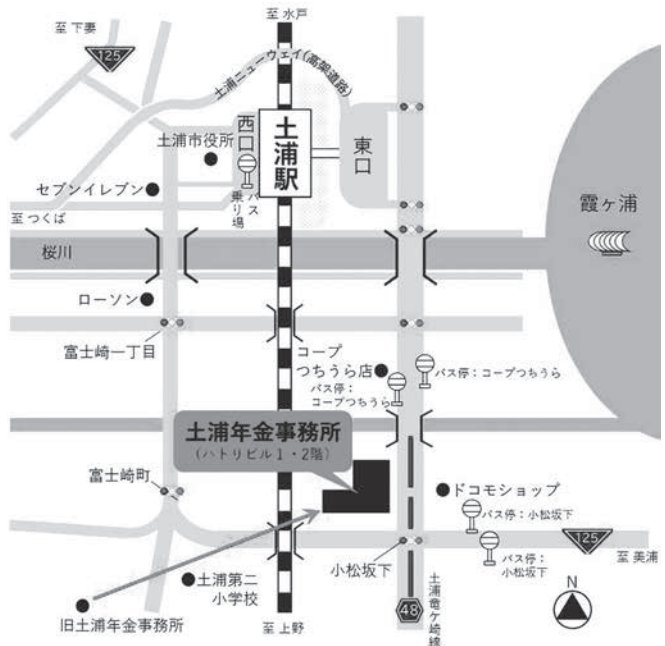
※詳しくは土浦年金事務所ホームページをご覧ください▶



☎土浦年金事務所 TEL 029-825-1170（代表）

※電話番号の変更はありません。

【移転先周辺地図】



児童手当の申請を忘れずにお願いします ☎本 こども未来課 TEL 23-7331

▶令和 6 年 10 月分から児童手当が拡充されました。児童手当の受給には、申請が必要です。

受給資格者：

支給対象児童（高校生年代以下の児童）を養育する父母などのうち所得が高い人

※受給資格者が公務員の場合は職場での申請。

※受給資格者が市外に住民登録している場合は、住民登録地での申請が必要。

新規申請が必要な人：

①所得限度額超過により支給対象外である人

②高校生年代のみの児童を養育している人

…児童手当認定請求書、受給者名義の通帳またはキャッシュカードの写しを提出

・高校生年代以下の児童が受給者と別居している場合は「別居監護申立書」が必要です（別居している児童が市外にいる場合は、別に住む児童の世帯の住民票謄本が必要です）。

増額申請が必要な人：

③手当を受給しており、石岡市に申請のない高校生年代の児童がいる人

…額改定請求書、別居監護申立書、別に住む児

童の世帯の住民票謄本を提出

多子加算の申請が必要な人：

18 歳到達の年度末以降から 22 歳到達の年度末まで（平成 14 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月 1 日生まれ）の子を養育しており、第 3 子以降増額を受ける人は「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出。

申請期限：3 月 31 日☑まで

※申請期限までに申請があった場合は、令和 6 年 10 月分から遡って随時、支給します。

令和 7 年 4 月 1 日以降の申請となる場合は申請月の翌月分からの支給となり、遡っての支給はできませんのでご注意ください。

主な変更内容：

- ・所得制限の撤廃
- ・高校生年代までの支給期間の延長
- ・多子加算について第 3 子以降は 3 万円
- ・親などの経済的負担がある場合は、22 歳到達年度末までの子を多子加算の対象とする
- ・支払月を偶数月の年 6 回
- ・支払通知書（はがき）の廃止